

北見市地域おこし協力隊「公共交通連携推進員」 募集要項

北見市は、北海道の東部に位置し、オホーツク海沿岸地域の中核都市です。平成 18 年には、1 市 3 町（北見市・端野町・常呂町・留辺蘂町）が合併し、人口は約 11 万人、市の総面積は、北海道で最も広い面積を有し、全国で四番目の広さを誇ります。

近年は人口減少・少子高齢化に加えて新型コロナウイルス感染症の影響もあり、バスをはじめとする公共交通の利用者は減少傾向にあります。加えて全国的な運転手不足が深刻な課題となっており、北見市においても、運転手不足を要因に路線バスが減便となるなど、公共交通の利用促進に向けた取組と運転手確保に向けた取組が必要な状況となっています。

北見市ではこれまでも市民の生活の足として重要である路線バスを中心とした公共交通の利用促進に係る取組を行ってきましたが、新たな視点での利用促進策により利用者を拡大していくことや、運転手確保に向けた地域の PR や求職者へのアプローチなど持続可能な公共交通体系の構築に向け、北見市と交通事業者が連携して課題解決に取り組む地域おこし協力隊（公共交通連携推進員）を募集します。

本事業は、北見市内の路線バスを運行し、市内に事業所を有する北海道北見バス株式会社と雇用契約を結び、地域の実情等を学びながら活動していただきます。任期終了後も雇用契約を継続し、地域の足を守る運転手として勤務し、北見市に定住していただきたいと考えています。

1. 募集人員

地域おこし協力隊（公共交通連携推進員） 2名

2. 業務概要

北見市内の路線バスを運行し、市内に事業所を有する北海道北見バス株式会社のもとで勤務し、主に次に掲げる活動を予定しています。

- (1) 行政と連携した公共交通連携推進事業の企画調整
(利用促進事業、運転手採用合同就職相談会など)
- (2) 運転手採用に向けた地域の魅力発信・PR活動
- (3) 地域住民の生活支援に関する活動（公共交通等の運転業務）
- (4) その他、官民連携・協働の認識のもと、地域の活性化に必要な活動

3. 募集対象

次のすべての条件を満たす方とします。

- (1) 申込時点に次に掲げる地域に住所を有する方
 - ア 三大都市圏内の都市地域、政令都市に住所を有する方
 - イ 三大都市圏内の一部条件不利地域、若しくは政令都市で一部条件不利地域のうち、「条件不利区域」以外に住所を有する方
 - ウ 三大都市圏外の政令都市に住所を有する方
 - エ 三大都市圏外の政令都市で一部条件不利地域のうち、「条件不利区域」以外に住所を有する方
- ※現住所が該当するか不明な際はお問い合わせください。
- (2) 採用後に本市へ住所を移動させ、定住することができ、任期終了後も引き続き定住する意欲の

ある方

- (3) 普通自動車運転免許を取得してから3年以上経過している方（採用後、大型自動車2種免許を取得し、運転手としての活動も行っていただきます）
- (4) 地域活性化に関心があり、地域と協調する意思があり、積極的にコミュニケーションをとっていただける方
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方

4. 勤務地

雇用先の北海道北見バス株式会社での勤務となります。

5. 雇用形態及び期間

- (1) 地域おこし協力隊員として、市長の委嘱を受け、北海道北見バス株式会社が雇用します。
※市との雇用関係はありません。
- (2) 期間は、採用された日から令和7年3月31日までとします。
※ただし、2年目以降更新の可能性あり。（最長3年…令和9年3月31日まで）
※期間終了後は北海道北見バス株式会社での雇用を継続する予定です。

6. 勤務日及び勤務時間

北海道北見バス株式会社の就業規則に準じます。

- (1) 勤務日・勤務時間 5:30 ~ 21:56の間でのシフト制（1日7時間16分勤務）
※活動内容によって、勤務時間が変更となる場合があります。
- (2) 休日 4週6休制

7. 給与・賃金等（令和6年4月1日現在）

- (1) 基本給 月額180,000円～（採用時年齢等により変動あり）
- (2) 手当 時間外手当、扶養手当、地域手当、出張手当、寒冷地手当（11月～3月に支給）等

8. 待遇及び福利厚生等

- (1) 社会保険等は受け入れ先の規程に準じます。（健康保険、年金保険、雇用保険）
- (2) 住居については用意していないため、自ら確保していただく必要があります。また、賃貸料や光熱水費等住居に係る費用については自己負担となります。
- (3) 定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費については市が負担いたします。
- (4) その他、活動に必要なものは市が予算の範囲内において用意いたします。

9. 申込手続き

- (1) 申込受付期間
随時受付中
※定員2名の採用が決まり次第、募集を終了いたします。
- (2) 提出書類
◇北見市地域おこし協力隊申込書
※北見市のHPよりダウンロードし、印刷していただくか、下記のお問い合わせ先へご連絡

していただければ郵送いたします。

◇本人の住民票の抄本（申し込み時点のもの）

※応募要件確認のため、必要となります。

◇普通自動車運転免許証の写し（両面）

（3）申込方法

北見市地域おこし協力隊申込書に必要事項を記入し、封書には「北見市地域おこし協力隊(公共交通連携推進員)申込書在中」と明記し、下記まで郵送、もしくは持参してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

（4）申込・お問い合わせ先（受付時間：月～金曜日の8時45分～17時30分（祝日除く））

☆募集内容・活動内容に関すること(申込先)

〒090-8501 北海道北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所4階

北見市企画財政部地域振興課

TEL：0157-25-1128

FAX：0157-24-1101

E-mail：chiikishinko@city.kitami.lg.jp

担当：今野・小倉・藤原

☆北見市における地域おこし協力隊制度に関すること

〒090-8501 北海道北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所4階

北見市企画財政部企画課

TEL：0157-25-1103

FAX：0157-24-1101

E-mail：kikaku@city.kitami.lg.jp

10. 選考方法

（1）第一次選考

申込書をもとに書類選考し、選考結果を通知いたします。

（2）第二次選考

第一次選考合格者を対象に面接を行います。詳細は第一次選考結果を通知する際にお知らせいたします。

（3）最終選考結果の通知

第二次選考終了後、2週間以内に選考結果を第二次選考対象者に通知いたします。

11. その他

（1）北見市への転入の手続きは、必ず採用決定後に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり、採用の取り消しとなることがあります。

（2）日常の生活や通勤手段として、自家用車の持ち込みをお勧めします。

（3）選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

（4）提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

（5）「6. 勤務日及び勤務時間」「7. 給与・賃金等」「8. 待遇及び福利厚生等」の詳細については、雇用先の給与体系見直し等により変更となる場合があります。